

今後の東条福祉センターとどろき荘運営にむけて

資料 4

1. これまでの経緯

決 定 事 項	内 容 等
■運営審議会（平成26年11月23日） ～規模を縮小し、継続する新プラン～ ①東条公民館を統合（人件費、施設管理費の削減） ②旧施設部分（前面）の取壊し ③宿泊部門の廃止（運営経費の削減） ④浴槽、サウナを含めた3槽に	⇒ 初期投資額4,100万円（事務所移転、食堂改修費等を除く）をかけ、規模の縮小をした改修工事を行う。 ただし、継続条件としては、平成25年度の入浴料収入3,000万円を維持し、経費的な経費との差額●●万円を超えないように努める。 この確認を5年毎に行い、今後の継続経営の確認を行い、経営が見込めないと判断した場合には温泉業務を廃止することとする。
■加東市議会（平成27年9月29日） 加東市公共施設の適正化に関する計画を定める件が可決	東条福祉センターとどろき荘は、とどろき荘運営審議会での審議結果を踏まえ、温泉施設の縮小を行い、宿泊施設部分については、集会施設（公民館機能）へ転用し、施設の複合化を図ることにより存続することとします。 今後、収支バランスのとれた事業運営を図るため、数値目標を設定し、一層の維持管理経費の削減とともに利用料収入の増加に努めます。 なお、一定の期間において収支改善が見込まれない場合は、当該施設は廃止します。

■加東市議会（平成27年12月1日） 指定管理者の指定期間の変更。現指定管理者（社会福祉協議会）により継続運営。 ⇒（変更前の指定期間） 平成23年4月1日から平成28年3月31日 （変更後の指定期間） 平成23年4月1日から平成30年2月28日	⇒（変更理由） 加東市東条福祉センター「とどろき荘」及び加東市東条デイサービスセンターについては、施設の休館を伴う施設改修を予定しており、次期指定管理者の指定開始時期は、施設改修後の供用開始時期とすることが適当であることから、供用開始までの期間については、現指定管理者に継続して管理させる必要がある。 よって、平成22年12月22日に議決された「公の施設の指定管理者の指定の件（加東市東条福祉センター「とどろき荘」及び加東市東条デイサービスセンター）」の指定期間について、変更するものである。
---	---

2. 今後の運営について

予 定 (ス ケ ジ ュ ー ル) 等	
既 存 施 設	改 修 に 向 け て の 動 き
2 8 年 度	■用地買収 4月～9月：借地解消のため底地2筆(2,766㎡)を買収(測量・登記含む) ■実施設計 6月～11月：改修に向けての実施設計業務
4月：宿泊部門の廃止 4月～6月：入浴施設、福祉センター機能は、改修工事着手まで継続営業 (6月頃まで) 7月～：全館休館	■工事 6月～1月：改修工事(施工監理含む) ■次期指定管理者 9月：募集要項の公告 12月：議会議決 1月：公告 1月～2月：業務引継 3月：リニューアルオープン
2 9 年 度	